

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○企業間の連携

川崎市や公益財団法人川崎市産業振興財団等と連携し、大企業等の特許技術やノウハウと中小企業をマッチングすることで、新商品開発や新事業創出を支援しています。また、4者連携（当金庫、川崎市、公益財団法人川崎市産業振興財団、川崎商工会議所）による KAWASAKI 事業承継市場を運営しており、後継者育成や第三者承継（M&A）など、中小企業者が抱える事業承継に関する相談やサポートをオール川崎で対応しています。

○IT 実装支援

WEB プラットフォームにより、WEB 上でのマッチングの機会を提供している他、企業のホームページ作成支援、オンライン士業相談サービス等によって、顧客企業の業務 IT 化を支援しています。

○専門人材マッチング

厚生労働省より許可を受け、有料職業紹介事業を行っています。地域企業における人材不足や事業承継の課題が増加していることを踏まえ、人材マッチング支援を強化しています。

○グリーン化の取組

脱炭素化や環境に配慮した取組みを行う地元事業者を対象とした融資商品を取り扱う他、環境省や経済産業省の利子補給制度の指定金融機関として、ESG 融資に取り組んでいます。また、行政や民間専門企業による省エネ診断や、再生可能エネルギーの電力プランを紹介しています。これらにより地域の脱炭素社会実現に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益

を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は、適正な支払い期日までに現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当金庫は自治体や各種支援団体と連携して地域の事業者支援、産業振興に取り組んでいます。また、当金庫が川崎市と共同で運営を担う「川崎市 SDGs プラットフォーム」には、大企業から中小企業まで様々な規模、業種の企業や、大学等の教育機関、市民団体等が参加しています。多様なステークホルダーとの連携により、経済、社会、環境の三側面において調和の取れた発展を目指し、持続可能な地域社会の実現に努めます。

2022年8月18日
川崎信用金庫 理事長 堤 和也